

2011-B					
拠出金・基金の名称:		在サハリン韓国人支援特別基金拠出金			
種 別		イヤーマーク ノン・イヤーマーク			
拠出先の国際機関名: 在サハリン韓国人支援共同事業体					
【所管官庁担当局課・室名】: 外務省アジア大洋州局北東アジア課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、在サハリン「韓国人」の一時帰国及び永住帰国等の支援のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施のための協議費用及びサハリン残留者支援策の検討のための協議費用を拠出するもの。					
最近3年間の我が国支払額及びODA率					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)
平成23年度	119,840	-	-	円建て	0
平成22年度	185,622	-	-	円建て	0
平成21年度	265,174	-	-	円建て	0
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 ・在サハリン「韓国人」については、従来、韓国・(旧)ソ連間に国交がなかったこともあり、韓国への自由な訪問が困難であった。そのような特殊な歴史的経緯及び我が国の植民地の一部であったとの道義的責任を踏まえつつ、人道的観点から誠意をもって本問題に対応するため、平成元年7月に大韓赤十字社と日本赤十字社との間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」を通じて、在サハリン「韓国人」の韓国への一時帰国支援、永住帰国支援等の事業を実施し、未来志向の日韓関係を推進している。 ・年2回を原則に開催される在サハリン韓国人支援共同事業体運営委員会に、当省職員がオブザーバーとして出席し、共通認識を持って対応している。					